

広島県町村会規約

昭和 22 年 6 月 22 日制定
昭和 23 年 2 月 21 日改正
昭和 24 年 4 月 28 日改正
昭和 39 年 5 月 8 日改正
昭和 46 年 6 月 22 日改正
昭和 50 年 3 月 5 日改正
昭和 55 年 4 月 1 日改正
昭和 62 年 4 月 1 日改正
平成元年 6 月 16 日改正
平成 15 年 2 月 5 日改正
平成 17 年 1 月 20 日改正
平成 22 年 2 月 10 日改正

第 1 章 総 則

(名称・組織)

第 1 条 この会は、広島県町村会と称し、県内の町をもって組織する。

(事務所)

第 2 条 この会は、事務所を広島市中区鉄砲町 4 番 1 号に置く。

(目 的)

第 3 条 この会は、会員相互の連絡協調を図り、町行政の円滑な運営と地方自治の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 町の事務及び町長の権限に属する事務に関する調査研究並びに連絡調整
- (2) 地方自治の振興発展に関する調査研究及び関係機関との連絡調整
- (3) 町の事務に必要な資料の確保及び提供
- (4) 町職員の教養及び福利厚生に関する事業
- (5) 町に係る公有財産の損害補てん及び賠償補償に関する事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事項

第2章 役員等

(役員を選任等)

第5条 この会に、役員として、会長1人、副会長2人及び監事2人を置く。

2 役員は、町長会議において、町長の中から選任する。

3 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(役員職務)

第6条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名するところにより、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、任期中においても町長を退職したときは、その職を失う。この場合において、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 役員には、報酬を支給しない。

2 役員に、必要に応じ費用弁償を支給する。

(顧問)

第9条 この会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の推せんにより、町長会議の議決を経て、これを委嘱する。

(専門委員)

第10条 この会に、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有するものの中から会長が委嘱する。

3 専門委員は、会長の委嘱を受け、必要な事項を調査する。

第3章 会議

(会議)

第11条 この会の会議は、町長会議と正副会長会議とする。

2 第1項の会議は、会長が招集する。

3 町長会議と正副会長会議の議長の職務は、会長がこれを行う。但し、会長に事故があるときは、副会長が、会長及び副会長ともに事故があるときは、その会議に出席している町長の中から選任する。

4 町長会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は構成員として議決に加わる権利を有しない。

(町長会議)

第 12 条 町長会議は、必要に応じて開催する。

2 町長会議は、町長をもって構成する。

3 町長会議は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(正副会長会議)

第 13 条 正副会長会議は、会長及び副会長をもって構成する。

2 正副会長会議は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 規程の制定及び改廃
- (3) 重要な決議, 要望の決定
- (4) その他会長が必要と認めた事項

第 4 章 事務局

(設置等)

第 14 条 この会の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

(事務局の組織等)

第 15 条 事務局の組織及び所掌事務等については、正副会長会議の議決を経て会長が別に定める。

第5章 会 計

(経費, 会費)

第16条 この会の経費は, 会費, 補助金, 寄附金その他の収入をもって, これに充てる。

2 会費は, 町の負担とし, その金額及び負担方法は, 毎年度予算で定める。

(予 算)

第17条 会長は, 毎会計年度予算を調整し, 年度開始前に正副会長会議の審議を経て, 町長会議の議決を経なければならない。但し, 軽易な補正予算については, 正副会長会議の議決をもって町長会議の議決に代えることができる。

2 この会の会計年度は, 毎年4月1日に始まり, 翌年3月31日に終わるものとする。

(決 算)

第18条 会長は, 毎会計年度終了後, 決算を調整し, 監事の監査を経て, 町長会議の認定を経なければならない。

第6章 雑 則

(規約の改正)

第19条 この規約は, 町長会議の議決を経なければ, これを変更することができない。

附 則

1 この規約は, 平成17年4月1日から施行する。

2 この規約施行の際, 現に役員職にある者については, 改正後の広島県町村会規約により任命されたものとみなす。但し, 任期は, 平成17年4月の町長会議までとする。

3 この規約施行の際, 現に理事(常務理事を含む。), 特別委員職にある者については, この規約の前日をもって解任されたものとみなす。

附 則

この規約は, 平成22年4月1日から施行する。